

緑の基本計画

序章

はじめに

1. 「緑の基本計画」の位置づけ

(1) 緑の基本計画とは

「各務原市緑の基本計画」は、都市緑地法第 4 条に位置づけられる「緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）」として、各務原市が平成 12 年度に策定したものである。

「緑の基本計画」は、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるまちづくりの基本計画である。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。

(2) 「緑の基本計画」の特色

●緑に関する総合的な計画

「緑の基本計画」は、都市公園の整備や山林を守る特別緑地保全地区の指定など、都市計画に関わる制度・事業だけでなく、道路や河川、学校などの公共施設の緑化、住宅や工場などの民有地の緑化、市民の緑化活動に対する支援、緑化意識の普及啓発などの都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画である。



各務野自然遺産の森



かえで通りの並木

●まちの特色に合わせた計画づくりが可能

「緑の基本計画」は市民に最も身近な市町村によって策定される。

このため、地域の実情に合わせた計画づくりが可能であり、また独自性のある計画を作成することが期待される。



新境川の百十郎桜

●策定から計画の実現まで市民と行政の協働作業

都市の緑の保全や創出には、行政だけではなく市民や事業者等の協力が必要である。このため、計画策定段階より市民や関係者の合意形成を図りながら計画を策定していくことや、計画の公表による周知が重要である。また、計画の実現に向けては、市民・企業・行政の協働による取り組みが大切である。



市民参加による公園の芝張り



緑豊かなエーザイ川島工園

(3) 「緑の基本計画」の位置づけ

「緑の基本計画」は、市民と行政が共有する緑に恵まれた美しいまちづくりに向けた目標・指針となるものである。関連計画及び都市緑化施策・事業との関係は次のように位置づけられる。

- 「緑の基本計画」は、都市計画マスタープラン、景観計画との連携を図りつつ、緑豊かな美しいまちづくりを実現していくための計画として位置づけられる。
- 「緑の基本計画」は、市内で実施される緑地の保全や緑化の推進に関わる施策・事業の指針として位置づけられる。

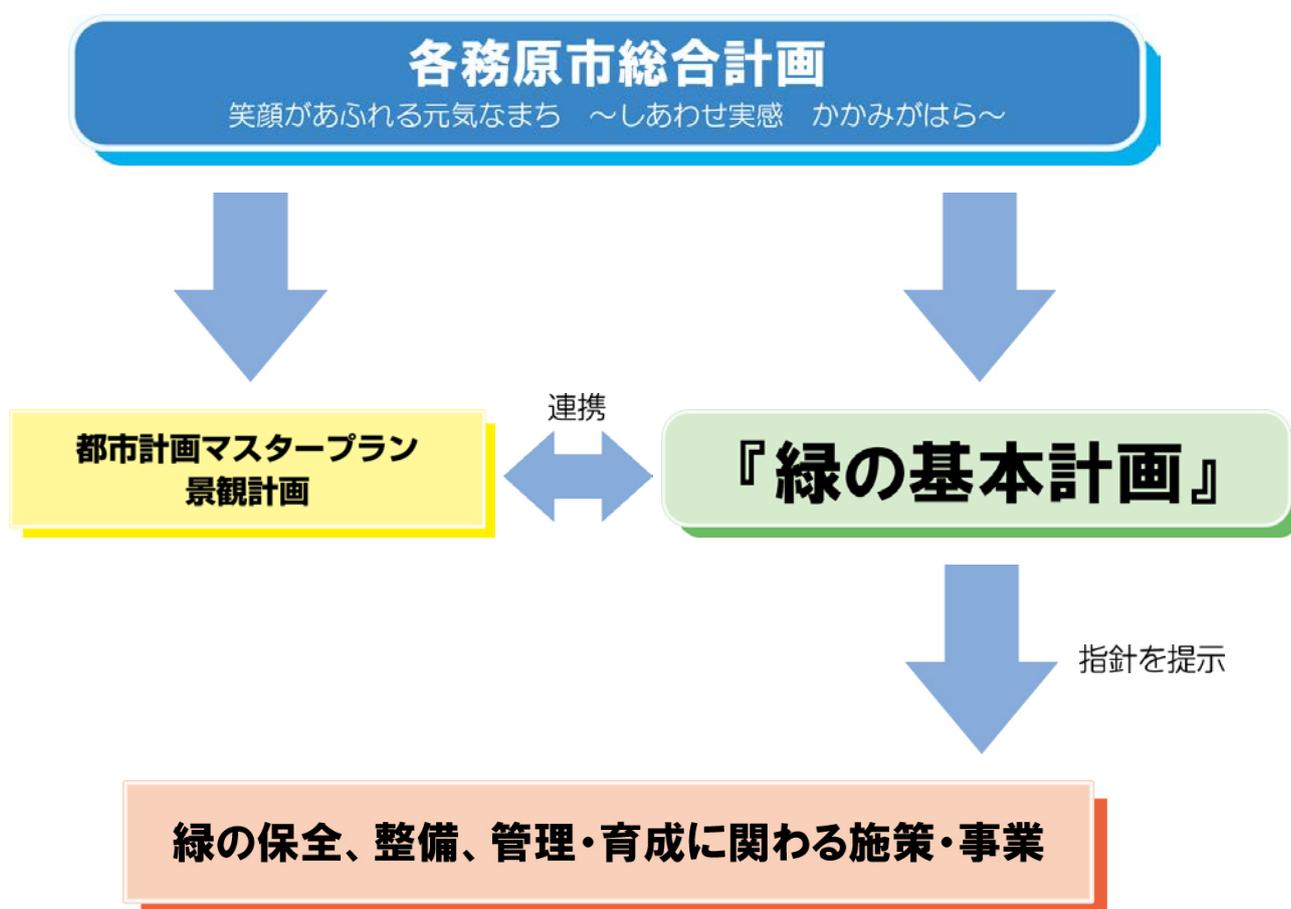


図 「緑の基本計画」の位置づけ

2. 見直しの背景

少子高齢化による人口減少時代に入り、これまでのように人口増を前提とした成長発展を目指すまちづくりから、誰もが安心して暮らせる環境、暮らしの質の向上に着目したまちづくりへの転換が求められている。コンパクトシティの形成や、既存ストックの活用、整理合理化を踏まえた都市機能の更新といった持続可能な社会システムの構築が求められている。

各務原市は、平成 12 年度に『水と緑の回廊計画』を策定した後、多くの緑に関する施策を展開し、緑豊かなまちづくりに取り組んできた。

今後はこれらの緑を適切に維持管理し、育て、活用することを通じて成熟したゆとりのある各務原市独自の「緑のライフスタイル」を確立し、「シティプロモーション」として人口定着を図る必要がある。

さらに現計画が改訂され 10 年が経過し、定期的な見直しの時期を迎えたこと、上位計画である「各務原市総合計画」が平成 27 年度より実施され、これに合わせて都市計画マスタープランが改訂されること、社会潮流の変化※（人口減少、高齢化、環境問題）への対応が必要となったことなどから見直しを行うこととなった。

※社会潮流の変化

・人口減少：

平成 22 年まではゆるやかに増加を続けるが、平成 27 年以降は減少に転ずるものと見込まれる。また、郊外住宅団地を中心に人口減少がみられる。

・高齢化：

市内の多くの地区で高齢化が進む見通しである。特に名鉄各務原線沿線の既成市街地や郊外住宅団地で高齢者割合が 30%以上となり、高齢化が進むと考えられる。

・環境問題：

地球温暖化や都市のヒートアイランド現象への対策、生物多様性の確保などが求められている。

（各務原市都市計画マスタープランより）

（1）計画期間

①計画期間

本計画の目標年次は都市計画マスタープランと同様、平成 37 年とし、想定人口 145,000 人とする。

②今後の計画の見直し

今後の計画の見直しは、計画内容の進捗や社会動向などを踏まえて、概ね 10 年を目安として計画の見直しを行う。